

大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金の支給に関する要綱

(趣旨)

第一条 知事は、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金支給規則（令和4年大阪府規則第72号。以下「規則」という。）第12条に基づき、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(対象期間)

第二条 規則第2条第1号の規定の知事が別に定める期間とは、令和4年6月1日から規則第4条の申請を行う日までとする。

2 規則第2条第2号イの規定の知事が別に定める期間とは、令和3年1月から同年12月までとする。ただし、法人の場合は令和4年6月1日現在において直近の事業年度とする。

(支援金の支給の申請等)

第三条 規則第4条の規定の知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金申請書（様式第1号）
- 二 誓約・同意書（様式第2号）
- 三 暴力団等審査情報（様式第3号）
- 四 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 規則第4条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。

3 申請書類は返却しないものとする。

(支払)

第四条 知事は、支援金の支給を決定したときは、予算の範囲内で、支給の申請をした農業者に支援金を支払うものとする。

(支援金支給決定の通知)

第五条 規則第5条第1項又は第2項の支援金の支給の決定の通知は、農業者への支援金の入金をもって行うものとする。

2 知事は、支援金の支給の申請が規則第2条各号に定める要件に該当しないと認め、支援金の不支給を決定したときは、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うことができるものとする。

(申請の取下げ)

第六条 規則第4条前段の規定によりインターネットを利用して申請を行った者が、規則第5条の支援金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、本要綱第三条第2項の規定を準用する。

2 規則第4条ただし書の規定により書類での申請を行った者が、規則第5条の支援金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金申請取下書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第七条 規則第5条第1項又は第2項の規定による支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条各号に定める要件を満たしていないことが明らかとなったときは、大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金支給要件欠如届出書（様式第6号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 規則第7条第3項による申し出は事実発生日から起算して3か月以内に大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金申請者変更届出書（様式第7号）により知事に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

（調査等）

第八条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第九条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。